

国民健康保険税のお知らせ

～非自発的失業者の方は国民健康保険税が軽減されます～

平成22年4月から倒産・解雇などによる離職（特定受給資格者）や雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険税が軽減されます。

■対象者

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 国民健康保険の加入者及び加入予定者
- (2) 平成21年3月31日以降に離職された方
- (3) 離職日時点で65歳未満の方
- (4) 雇用保険受給資格者証をお持ちの方で「特定受給資格者(※1)」又は「特定理由離職者(※2)」

※1 離職理由コードが11, 12, 21, 22, 31, 32の方

※2 離職理由コードが23, 33, 34の方

※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

■軽減内容

保険税の所得割を算定する際、失業した日の翌日からその翌年度末までの間、非自発的失業者（本人のみ）の給与所得を30/100として算定します。（ただし、平成21年3月31日から平成22年3月30日までに失業した方は、平成22年度末までの期間が対象となります。）また、高額療養費などの所得区分判定についても、非自発的失業者の給与所得を30/100として算定します。

■軽減期日

保険税に適用される期間

離職した日	軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月1日～平成23年3月31日
平成22年3月31日～平成23年3月30日	離職した日の翌日の属する月～平成24年3月31日

高額療養費に適用される期間

離職した日	軽減期間
平成21年3月31日～平成22年3月30日	平成22年4月1日～平成23年7月31日
平成22年3月31日～平成23年3月30日	離職した日の翌月診療分～平成24年7月31日

※ 雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※ 届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※ 国民健康保険加入中は途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了しますが、軽減期間中に国民健康保険に再加入した場合は軽減が受けられます。

■申請窓口 役場住民課

■申請に必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印鑑

お問い合わせ先

和寒町役場住民課保険医療係

電話 32-2422